

仙台市立北六番丁小学校

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

令和5年5月2日付けで、仙台市教育委員会から「新型コロナウイルス感染症の『5類感染症』移行に伴う学校の対応等について」の通知がありました。また、文部科学省における「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されたので、ガイドラインを一部改訂しました。

なお、今後も、文部科学省及び仙台市教育委員会の通知を踏まえて、児童の安全を第一にした教育活動を実施してまいります。保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

【感染症対策】

(1) 平時の感染症対策

感染予防対策	具体的な対応
日常の健康観察	・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、登校しない。
換気の確保	・可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行う。
手指衛生や咳エチケット	・手洗いの指導（外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後等） ・咳エチケット（咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる）
日常の清掃	・清掃活動により清潔な空間を保つ（スクール・サポート・スタッフ）
抵抗力を高める	・「十分な睡眠」「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導する。

(2) 感染流行時等に一時的に検討する感染症対策

感染予防対策	具体的な対応
マスクの着用	・流行時には教職員が着用する又は児童に着用を促すことも考えられる（その場合にも着用を強いることはしない）
活動場面ごとの感染症対策	・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること ・児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

【学校生活】

登校時	登校時間 8:00～8:25 ・児童の登校前に、廊下の窓を開け換気をする。 ・登校後、手洗いをしてから学習の準備をする。 【各自に必要な持ち物】 □清潔なハンカチ、ティッシュ □（必要に応じて）マスクやマスクケース等
朝の健康観察	・朝の健康観察で、児童の健康状態を把握する（検温表は必要なし）。 ・児童に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
授業中	・可能な限り常時換気を行う（基本的に対角線上に2方向）。困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする）換気をする。 ・エアコンを使用する場合や、体育館のような広い部屋でも換気に努める。

休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンを使用しているときも常時換気を行う。(基本的に対角線上に2方向) ・業間休みと昼休みは、学年ごとに割り当てを決めて校庭と体育館で遊ぶ。 ・教職員もできるだけ児童と一緒に遊ぶ。 ・校庭から戻ってくる時には、手洗いをする。 ・業間休みと昼休みの図書室は、割り当てられた学年で利用する。 ・雨天時は、読書、トランプ等、教室で静かに過ごす。
給食 【準備】 【配膳時】 【喫食時】 【下膳時】	<p>給食当番は必ずマスクを着用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食前には、必ず手洗いをする。 ・給食当番の健康観察を徹底し、体調の良い児童には当番をさせない。 ・できるだけ間隔を空けて並ぶ。 ・配食時には、一人当たりの配食量に注意し、既に配食したものを回収しない。 ・飛沫を飛ばさないように注意し、グループを作らず、机の間隔を空けて前を向いて食べる。(大声での会話は控える。「黙食」は必要ない。) ・食べ残しは、自分で食缶に戻す。 ・牛乳パックは、自分の分だけたんで、クラスごとにビニール袋に入れる。 ・下膳後も手洗いをする。
清掃	<p>昼清掃(13:00~13:20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃前後の手洗いを徹底する。 ・換気を十分に行った上で、分担箇所の掃き、拭き掃除を行う(教室・廊下・特別教室・トイレ等)。 ・決められた時間で、手際よく行う。 ・清掃中は、担任が見守る。
下校	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生以上は放課後、校庭で遊ぶことができる。(火・木・金曜日15:55まで)
下校後	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポートスタッフが共用部分(手洗い場、トイレ、手すり)の清掃を行う。 ※清掃とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要

【その他】

保健室の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・けがの児童と体調不良の児童の入り口・居場所を分ける。 ・体調不良児童は、教室で検温してから保健室へ行く。 ・37.5℃以上ある児童は、下校の用意をし、担任が付き添って保健室へ行く。 ※保健室の外から合図をし、教育相談室で待機する。 ※体調不良児童は、早めに家庭に連絡し、早退の措置を取る。 <p><出席停止期間の基準(参考)> 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」</p>
--------	--

【学校行事関係】

感染が流行した場合には、【感染症対策】(2)で述べた対策のほか、参加者への手洗い・咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の設置、触れ合わない程度の距離の確保など、対策や工夫を講じることが考えられる。

【ガイドラインを作成する上での主な参考資料】

- 「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和5年4月28日)文部科学省
- 「新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行に伴う対応等について」(令和5年5月1日)仙台市教育委員会
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」(2023.5.8～)～文部科学省